

J R 四国労組 自動車支部ニュース

2020年3月19日（No.11／1）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／幸

大

2020 春季生活闘争妥結

J R 四国労組は本日、団体交渉を行い、定期昇給の確保を絶対条件に組合員の期待に応えるべく、粘り強い交渉を重ねてきた結果、会社側から次のとおりの最終回答があった。

- 定期昇給の確保！
- 契約社員（月給・日給適用者）の
契約賃金改善！

【申第17号「賃金引き上げについて」】

回 答 書

2019年度は、基幹事業である高速バス部門において輸送機関の最大の使命である安全・安心輸送を基本に6月の北陸ドリーム号の開業、高松エクスプレス大阪号担当便の増便や松山エクスプレス号の増便、東京方面のドリーム号では系統の休止や変更に取り組みしてきました。このほか、各種の販売施策を展開してきましたが、年度末にかけての新型コロナウイルス感染症の感染防止対策によるイベント等の中止や高速バス利用控えの影響はことのほか大きく、減収が見込まれることから、決算は中間時点での見込みに反して営業赤字に転落するということが想定されます。

2020年度は、将来を見据えて間接部門の業務運営の効率化や運行部門と販売部門のコスト削減とも合わせ、基幹的である高速バス路線の収益性の向上に取り組み、補完的事業の模索などにより、地域社会から信頼される企業としてあるべく、予期しがたい環境変化にも耐えられる強靱な経営体質を目指します。

このような状況のなかでの2020年度の新賃金については、一層の安全・安心輸送の推進と厳しい新たな局面を迎える時代のなかで、労使一体となり経営基盤の確立に向けて諸施策の取り組みを進めていくこととし、次のとおりとします。

2020年4月1日以降の55歳未満の社員の基本給（年齢給、職能給）を定期昇給相当分、1人平均2,294円(1.221%)上げます。

なお、昇給に伴う精算については、2020年5月25日（月）以降、準備でき次第とします。

J R 四国労組 自動車支部ニュース

2020年3月19日（No.11／2）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／幸

大

【申第18号「労働時間短縮及び制度改善について」】

『主な申し入れと回答』

◇ 今後の労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。

会社を取り巻く旅客自動車運送事業の経営環境等を勘案した場合、運転者不足の問題があることなど自動車運転業務の実態を踏まえた検討の結果として、時間外労働時間の上限の規制の適用については、2024年まで猶予されているということなどからして、現時点では労働時間の短縮については、厳しい状況であると思われます。

一連の労働時間法制の見直しの項目などの規定に従い、事業を進めていく考えです。

◇ 当面、年間休日を107日とされたい。

年間総労働時間を検討する中で、1日平均勤務時間及び休日数との関連もあり、現時点年間休日数を拡大することは考えていません。

◇ 年齢給及び職能給並びに55才到達後の基本給を改善されたい。

年齢給、職能給、55才到達後の基本給については、現行どおりとします。

◇ 永年勤続者に対する表彰制度を明確化されたい。

「永年勤続者表彰規程」を整備し、準備が整い、表彰制度の施行が適切なしかるべき時期に内容を明確化できると考えています。

◇ 準組合員（契約社員及び定年退職再雇用契約社員）の賃金を改善されたい。

契約社員基本賃金（営業・事務職及び運転職）については、採用時の基本賃金を別紙に示した内容にて改定することとします。【別紙参照】

定年退職再雇用契約社員の基本賃金は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給時期を基準に算出方を設定していますが、当面この算定方式を踏襲し、最低保障額の設定と合わせて運用していきます。なお、支給開始年齢64歳が適用される該当者の62歳到達（2021年4月）後の基本賃金の算出方については、しかるべき時期までに設定したいと考えています。

◇ ハラスメント対策関連法に対して適切に対応されたい。

改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）は、令和元（2019）年6月5日に公布され、施行時期については、大企業は令和2（2020）年6月、中小企業は令和4（2022）年4月とされています。中小企業は施行時期までは努力義務となります。

厚生労働省告示第5号（令和2年1月15日付け）として「職場におけるハラスメント関係指針」及び同第6号（同日）「改正セクハラ防止の指針」が公表されました。

会社としましては、法改正の趣旨をよく理解し、指針等を参考に、しかるべき時期までに適切な対応をとることとします。

J R 四国労組 自動車支部ニュース

2020年3月19日（No.11／3終）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／幸

大

《主な交渉内容》

☆ 賃金引き上げについて

【組合】組合員の賃金改善に対する期待は非常に大きかったことから、ベア実施が見送られたことは残念である。

【会社】2019年度決算は、新型コロナウイルスの影響により大幅な減収を見込んでいる。さらに2020年度についても、その影響が見通せないなど厳しい状況が想定される。このような状況で長期人件費に影響を与えるベアを実施できる状況ではない。

☆ 労働時間短縮及び制度改善について

【組合】年間休日数は会社発足以降改善されておらず、その改善は組合員からの強い要望があることから、今後も前向きに検討すべきである。

【会社】現在の経営状況を勘案すると、現時点において休日増は困難である。

【組合】契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金改善は、人材確保の観点から一定評価するが、人材を定着させ離職の防止を図るためにも、年令給・職能給の改善を行い、入社から退職まで意欲を持って働き続けられる環境を早急に整備すべきである。

【会社】年令給・職能給の改善については、会社としても検討課題であると認識し、議論・勉強しているが、長期人件費にも影響することから、慎重に検討すべき事項と考える。

【組合】永年勤続者に対する表彰について、具体的内容を明示すべきである。

【会社】現在、実施時期・規模等の詳細について検討しており、「永年勤続者表彰規程」の準備が整い、施行が適切な時期に内容を明確化したいと考える。

【組合】今回、改善が図れなかった各種手当や年令給及び職能給の見直し、子育て支援の拡充など、組合員のさらなる就労意欲の高揚に向けて今後も引き続き検討を要請する。

【会社】会社の経営体力、社会的すう勢、貴側の要求主旨等を総合的に見極めながら検討していく。

組合は、回答を持ち帰り検討した結果、新型コロナウイルス感染拡大に伴う大幅な減収が見込まれるなど、厳しい経営環境のなか、ベア獲得には至らなかったものの「定期昇給」を確保したこと、及び「契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金」の改善についての回答を得たことから、本日16時に妥結した。

以 上

別 紙

契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金の見直しについて

2020 年 3 月 19 日

ジェイアール四国バス（株）

標題について、下記のとおり改定します。

記

1 契約社員（日給・月給適用者）

（1）事務係・営業係	試用期間	日給	6,390円	（改定 +90円）
------------	------	----	--------	-----------

	試用期間満了	月給	140,550円	（改定 +1,000円）
--	--------	----	----------	--------------

（2）運転係	試用期間	日給	8,475円	（改定 +75円）
--------	------	----	--------	-----------

	試用期間満了	月給	186,450円	（改定 +1,650円）
--	--------	----	----------	--------------

2 実施期日

2020年4月1日以降適用します。